

亡くなられた人の 軽自動車・バイク・農耕車等の名義変更について



軽自動車の所有者が死亡された場合、名義変更の届け出が必要です。

(地方税法第447条、福知山市税条例第49条2項及び同条第3項)

	事 項	手続き・お問合せ先
福知山市ナンバーの変更手続き	<ul style="list-style-type: none"> 福知山市内に お住まいの人へ名義変更 	<ul style="list-style-type: none"> 福知山市役所税務課で名義変更の手続きをしてください。 〈必要なもの〉 同封の通知書・届出者の本人確認書類 標識(ナンバープレート) ※引き続き同じ標識を使用される場合は不要
	<ul style="list-style-type: none"> 福知山市外に お住まいの人へ名義変更 	<ul style="list-style-type: none"> 福知山市役所税務課で廃車の手続きをしてください。 〈必要なもの〉 同封の通知書・標識(ナンバープレート)・届出者の本人確認書類 廃車証明書手数料300円(他市での登録時に必要な書類) ※他市での登録手続きは、各市区町村で異なりますので、登録される市区町村へお尋ねください。
	<ul style="list-style-type: none"> スクラップ廃車等 ※1 	<ul style="list-style-type: none"> 福知山市役所税務課で廃車の手続きをしてください。 〈必要なもの〉 同封の通知書・標識(ナンバープレート)・届出者の本人確認書類 <p>※1 次の場合は廃車受付出来ません。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; display: inline-block;"> <ul style="list-style-type: none"> 故障しているが、修理すれば乗れる場合。 今は乗らないので倉庫等に置いておく場合。 </div>
京都ナンバー・バイクの軽自動車の変更手続き	<ul style="list-style-type: none"> 市役所では、手続きができません。(下記での手続きをお願いします) ●軽自動車(四輪、ポートトレーラー) お住まいの 軽自動車検査協会 へお問合せください。 軽自動車検査協会京都事務所 Tel050-3816-1844 (コールター) 京都市伏見区竹田向代町51-12 ●二輪車(軽二輪・二輪小型自動車) 排気量が125ccを超えるもの お住まいの 運輸支局 へお問合せください。 近畿運輸局京都運輸支局 Tel050-5540-2061 (テレカイト) 京都市伏見区竹田向代町37 <p>※行政書士や自動車販売・整備業者等で、手続き代行されています。(有料)</p>	

※2 軽自動車税(種別割)は、毎年4月1日現在所有されている人に課税され、年度途中で廃車されても払い戻しはありません。

※3 届出者が新所有者と同一住所以外は**委任状**が必要。
(登録時、本人記入の申請書の場合は不要)

〒620-8501
福知山市字内記13番地の1
福知山市役所 税務課 Tel:(0773)24-7024
受付時間(平日) 8:30~17:15